

# 鎌倉日和

vol.52

卒業、入学、進学の時節がやってきます。新年度への期待や緊張を抱かれている方も多いでしょうか。

世界では9月入学、進学の国が多数ですが、日本では4月が一般的です。これは、明治時代に国の会計年度の始まりが4月となったことに合わせたのが大きな理由と言われています。桜の季節だからではなく、資金調達の都合だったのです。グローバル化のため日本も9月入学に、と度々議論されますが、美しい春の入学、進学も捨てがたいものです。

## 鎌倉ブランドのお客様

### 株式会社鎌倉学び舎様

北鎌倉駅近く、緑豊かな路地を入ると見えてきたのは鎌倉学び舎様。民間の学童として鎌倉市で高い評価を得ています。代表取締役の潮見雅利さんに、その特徴や思いを伺いました。

#### ● 子供らしさを「見守れる」場所 ●

潮見さんは、約8年前、保育教育の専門家である奥様の大滝世津子さん（同社代表取締役）とともに、自らのお子様の学童を検討されていました。しかし、当時の公立学童は、制度上の問題や人的制約により、安全に過ごすのが精一杯の場所でした。保育園時代からの変化に戸惑い自信を失う子供や、仕事を諦めざるを得ない保護者の方にもたくさん出会われたとのこと。これからの子供たちのために必要な場所を自分たちで作ろうと決意し、2016年「鎌倉学び舎」をスタートしました。



大事にしたのは、子供が自分らしく成長できる場所と環境の設定です。鎌倉学び舎には、完成品ではないたくさんの素材が置かれ、子供は自ら考え、作り、遊び、認められる経験を重ねます。また、子供が次に興味を持つであろうこと、きっかけがあればさらに突き詰め発展させることを想定し、その環境を整えておくなど、専門家ならではの高度な「見守り」を実践しています。また、少人数グループごとに専任スタッフを配し、日々の様子を写真で伝えるサービスや、子育て相談の実施など、多くの保護者が諦めていた環境を整え、安心を提供しています。子供たちはその「安心」のなかで自分を表現し、自分らしく、たくましく生きる力を磨いていくのです。



#### ● 地域の繋がりで子供を育む ●

鎌倉学び舎では、地域の繋がりを通じ、習い事として様々な経験をすることができます。潮見さんご夫妻の活動理念に共感した鎌倉の高名な先生方のご協力により、三味線、茶道、日本舞踊等の伝統芸能について直接手ほどきを受けられます。

北鎌倉に開校したのは、円覚寺塔頭の雲頂菴ご住職が「北鎌倉に素晴らしい教育環境を」と尽力されており、小学生の教育分野でお声かけいただいたのがご縁ということ。多くの方の情熱と思いが繋がります。子供たちの未来を応援する、鎌倉の地域力を感じます。



#### ● 子供と共に成長できる事業であるために ●

商標登録は、商標に込めた理念を守り育てて行く手段でもあります。潮見さんは中小企業診断士でもあり、商標登録は事業開始前が望ましいことをご存じでした。理念を表現するためシンプルな名称「鎌倉学び舎」（第5881633号）を選択し、ロゴマーク（第5881632号）は鎌倉との繋がりを重視した「ささりんどう（鎌倉の市章）」をモチーフにしたため、登録に時間がかかることも念頭に、早めに準備を進めました。

また、昨年大船の美術学校「湘南美術学院」と共同開発した教育プログラム「リビングアート」をリリースし、文字（第6750683号）とロゴマーク（第6750684号）を商標登録しました。「リビングアート」は、教育と美術の専門家が一緒に開発したカリキュラムとなっており、配



信された動画をもとに子供が自分のペースで考え、表現する力を育みます。アートのプログラムを通じて自分に自信がもてるようになることを目指すもので、これには、鎌倉学び舎が開

校当初から理念としてかかっている「子供が自ら考え、作り、遊び、認められる経験を重ね、自分らしく成長してほしい」という想いが根底にあります。

学童は小学校低学年で終了するケースが多いですが、今後は高学年になっても得るものが多いと感じてもらえるようなサービスを充実し、子供たちとともに成長できる事業でありたいと考えている、と潮見さん。

当事務所も鎌倉に根ざし、地元事業者の皆様を引き続きサポートするとともに、次の世代を育む「地域力」の一つでありたいと考えています。

鎌倉学び舎

鎌倉市山ノ内527-1-5  
<https://kamakura-manabiya.jp/>



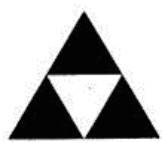
## ブランド の タネ

### ● 家紋は商標登録できるのか？ ●

鎌倉学び舎様は、「ささりんどう」を用いたロゴを使用されています。「ささりんどう」は、源氏の紋章として知られ、鎌倉市の市章としても用いられています。



また、雲頂菴他、円覚寺の寺紋は三つの三角よりなる「三つ鱗」。お寺を開いた執権北条氏の家紋です。鎌倉をつくった源氏と北条氏の二つの紋は、いまも鎌倉のあちこちで目にすることができます。



時々、家紋や寺紋などについて商標登録を受けられるのか、という質問を受けます。

とありますが、今回はこれらの紋章を出願した場合の取扱いについてお話しします。

感覚的には、上記のような紋章について商標登録がされるのは…どうなの？と感じるところがあるかもしれませんが、商標法の拒絶理由に「家紋は登録を認めない」といった規定は存在しません。

たとえば、先ほどの「三つ鱗」についても商標登録がされており、関東地方においては「明治屋」の商標としてよく知られています（第0633383号他）。北条の家紋を赤色にすると、とつぜん明治屋になりますよね。



また、豊臣秀吉の五三桐。筑波大学が商標登録を受けています（第5270491号）。

一方で、「丸に隅立て四つ目」は、出願が拒絶され登録になっていません（商願2014-1160）。



これは、「家紋だから」拒絶されたわけでは無く、多くの同業者（菓子の製造販売）において、使用されていることが理由になっています（3条1項6号）。



また、加藤清正の「蛇の目紋」などは、きわめて簡単でありふれた構成であるとの理由で拒絶されます（3条1項5号）。



では、鎌倉の市章「ささりんどう」に

ついて出願した場合はどうでしょうか。

もちろん、鎌倉市が先に商標登録を受けていれば後願として拒絶されるのは当たり前ですが、鎌倉市は登録を受けていません。



しかし、登録を受けていないからと言っても、そのような出願は、地方公共団体の標章と同一（類似）として拒絶される可能性があります（4条1項6号）。

「三つ葉葵」のように、標章自体に文化的価値が認められるような場合、その登録は公序良俗違反となります（4条1項7号）。また、徳川家の伝統を承継する団体の存在により、他人の周知商標と同一であるとして拒絶されます（4条1項15、19号）。



商いに暖簾記号として使用されることの多かった家紋は、歴史的に商標に近い役割を担ってきたものであって、「家紋だから商標登録を認めない」というものではありません。上述のように、家紋の商標の出願は、出願ごと個別に登録性が判断されています。

近年、無形文化財保護の観点から歴史的な商標について、登録のハードルが上がっており、歴史的背景のある家紋も、拒絶されるケースが多くなっている印象があります。

明治屋の「三つ鱗」も、令和6年現在に出願されていたら、おそらく拒絶されたのではないかと思います。

伝統的な多くの家紋は、すでに第三者が使用していたり、あたりまえの図形になっていたりするケースも多く、その点で家紋や家紋を含んだ商標登録出願は注意する点が多いです。家紋や、家紋を含んだ商標について商標登録をご検討の場合は、出願前に専門家に相談ください。

弁理士 芦田 圭司

### 渡部弁理士、神奈川県優良産業人表彰を受賞

当事務所の代表である渡部仁弁理士が、第71回神奈川県優良産業人表彰を受賞しました。

2010年に鎌倉商工会議所の専門相談員に就任し、多くのお客様を支援させていただいてきましたが、その一方で、当事務所が鎌倉の地に根差して成長してこられたのも、皆様のお力添えあってこそと心より感謝しております。

地域の皆様の頼れる身近な専門家として、スタッフ一同今後も精進して参ります。

特許、商標等、知的財産のことでお困りごとがございましたら、些細なことでもお気軽にお問合せください。



渡部弁理士より皆さまへ

「このたび、神奈川県優良産業人表彰をいただきました。地元鎌倉に根ざして15年。多くの方々のご支援とご協力のおかげで、ここまで来ることができました。鎌倉が好きで始め、地域や企業様の役に立ちたいという初心は、今も変わりません。この表彰を励みに、これからも、地域や企業様に頼りにしていただける専門家になれるよう努力し、信頼を重ねていければと思います。」



SHOUSEI International Patent Office

将星国際特許事務所

〒248-0006

神奈川県鎌倉市小町2-11-14 山中MRビル3F

TEL: 0467-73-8540 (平日10:00~18:00)

FAX: 0467-73-8541

Email: info@shousei.jp

URL: <https://shousei.jp/>

